

第2回WG前に委員から寄せられた新たな意見について

● 加藤委員の意見について	
合理的配慮の義務化が必要	その方向で検討中
基本方針に基本的な事項を追加することについて	基本方針を定めるのは国であるとの認識なので、条例改正に影響はないと考えている。なお、「具体的にどのようなものか」という質問については、改正法施行後に国が定める基本方針に示されるものと思われる。
人材の育成に関する具体的計画は？	本市において現時点で具体的な計画はないが、「人材の育成及び確保のための措置」を条例改正に反映すべきかどうかについては検討が必要
● 畑委員の意見について	
「差別」の定義を「不当な取り扱い」と「合理的配慮をしない」ことをセットとすることについて	第1回WGで幡野委員から論点として示された、「差別」の中に「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」の両方を含む形で論を立てるのか、「不当な差別的取扱い」の定義についての議論なのかを明確に整理すべきという点とあわせて検討が必要
● 佐藤委員の意見について	
障害の社会モデルの定義について	都条例、他市条例との比較・整合においては検討の余地があるが、定義するからには、他の条文で引用されることが前提であり、市民の責務、相互理解の促進、教育などの条文に盛り込めるかということとあわせて検討が必要
意思決定支援について	第1回WGの資料で示したとおり
複合的困難について	第1回WGでも議題となったとおり 第2回WGで最終的に整理
特定相談のあり方について	法律のQAに沿ってすでに整理されたものであることから、少なくとも今回の条例改正においては検討を見送ってもよいのでは